委員会発案第５号

議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和４年（２０２２年）５月２０日

提出者　議会運営委員会
委員長　佐　藤　和　典　㊞

柏崎市議会議長　真　貝　維　義　様

新潟県柏崎市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

新潟県柏崎市議会委員会傍聴規則（平成１１年議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　携帯電話、コンピュータ等の電子通信機器は、使用できないように電源を切ること。ただし、報道関係者が報道を目的として電子通信機器を使用するときは、この限りでない。

第６条の次に次の１条を加える。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第６条の２　傍聴人（報道関係者を除く。）は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

傍聴席において、電子通信機器の使用及び写真、映画等の撮影又は録音等を禁止することを明確にするため